

確定申告について

- 平成24年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

平成24年分の所得税の確定申告	平成25年4月22日(月)
平成24年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	平成25年4月24日(水)

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

- 期限内に納付できなかった場合は……

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

※納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。

また、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

なお、平成25年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年4.3%の割合
- ② 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年14.6%の割合

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

手続き

更正の請求書に必要事項を記入し、請求に係る証拠書類を添付して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

期間

更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。
更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

- 平成23年分、平成24年分…… 法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

手続き

修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

期間

修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成24年分の所得税は平成25年3月15日(金)、消費税及び地方消費税は平成25年4月1日(月)）の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、調査に基づき税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

※更正の請求、修正申告などの手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。

佐久税務署 電話 0267-67-3460 — 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —